

通所介護・介護予防通所

重要事項説明書

医療法人 医修会
デイサービスセンター朝風

通所介護重要事項説明書

(介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業含む)

1事業者(法人)の概要

名称・法人種別	医療法人 医修会
代表者名	河端 博也
所在地・連絡先	(所在地) 京都府長岡京市一文橋2丁目31-1 (電 話) 075-954-3136 (F A X) 075-954-3193

2事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	医療法人医修会 デイサービスセンター朝風
所在地・連絡先	(所在地) 京都府長岡京市開田1丁目9-9 (電 話) 075-874-6610 (F A X) 075-874-6599
事業所番号	2663090039
管理者の氏名	鳥山 康裕
利用者定員(単位)	30名(1単位 30名)

(2) 事業所の職員体制

職種	人数		業務内容
管理者	1名	介護職員兼務	事業所一元管理
生活相談員	2名	うち2名介護職員兼務	利用者の相談にのり、生活面のサポート
看護職員	4名	うち4名 機能訓練指導員兼務	必要時の看護業務と緊急時の対応
介護職員	12名	うち2名 生活相談員兼務	すべての介護
機能訓練指導員	4名	うち4名 看護職員兼務	日常生活に必要な機能の維持

(3) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	長岡京市・向日市・大山崎町 京都市伏見区・京都市南区のうち桂川の西側地域
------------	---

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日・営業時間等

営業日	月曜日～土曜日・祝日・祭日 (但し日曜日・12月31日～1月3日を除く)
営業時間	8時30分～17時30分(15:30より送り)

※ 営業しない日:日曜日・12月31日～1月3日

サービス提供日	月曜日～土曜日
サービス提供時間	9時00分～17時00分

3 サービスの内容

種 類	内 容
食 事	(食事時間) 12時00分～12時30分 利用者状況に応じて適切な食事介助を行うと共に、食事の自立についても適切な援助を行います。
入 浴	入浴又は清拭を行います。 浴槽のまたぎ等とれない方は、座位リフトを用いての入浴も可能です。
排 泄	利用者様の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
機能訓練	看護職員・機能訓練指導員により利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
生活指導	利用者の生活面での指導・援助を行います。 各種レクリエーションを実施します。
健康チェック	血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。
相談及び援助	利用者とその家族からのご相談に応じます。
送 迎	自宅から事業所までの間の送迎を行います。

■通所介護計画の作成及び評価等

居宅サービス計画に基づき、利用者様の直面している課題等を把握し、利用者様の希望を踏まえて、通所介護計画を作成します。

また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面(サービス報告書)に記載して利用者様に説明のうえ交付します。

4 費用

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金の1割が利用者様の負担額(一定以上の所得がある65歳以上の利用者様は2割または3割)となります。

なお、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者様は1ヶ月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えに領収証を発行します。また、還付に必要なサービス提供証明書を発行します。

【料金表】

■介護予防通所介護(1ヶ月あたり、地域区分:1単位:10.45円)

要介護度	送迎有入浴有		
	サービス単位	サービス利用料金	利用者負担額(1割負担)
要支援1	1798 単位	18,789 円/月	1,878 円/月
要支援2	3621 単位	37,839 円/月	3,783 円/月

要介護度	送迎有入浴無		
	サービス単位	サービス利用料金	利用者負担額(1割負担)
要支援1	1618 単位	16,908 円/月	1,690 円/月
要支援2	3261 単位	34,077 円/月	3,407 円/月

■通所介護(事業所規模:通常規模、地域区分 1単位:10.45円)

要介護度	4時間以上5時間以内		
	サービス単位	サービス利用料金	利用者負担額(1割負担)
要介護1	388 単位	4,054 円/日	405 円/日
要介護2	444 単位	4,639 円/日	463 円/日
要介護3	502 単位	5,245 円/日	524 円/日
要介護4	560 単位	5,852 円/日	585 円/日
要介護5	617 単位	6,447 円/日	644 円/日

要介護度	6時間以上7時間以内		
	サービス単位	サービス利用料金	利用者負担額(1割負担)
要介護1	584 単位	6,102 円/日	610 円/日
要介護2	689 単位	7,200 円/日	720 円/日
要介護3	796 単位	8,318 円/日	831 円/日
要介護4	901 単位	9,415 円/日	941 円/日
要介護5	1,008 単位	10,533 円/日	1,053 円/日

■通所介護加算項目

加算項目	サービス単位	サービス利用料金	利用者負担額(1割負担)	内容
入浴介助加算Ⅰ	40 単位	418 円/日	41 円/日	1日につき必要に応じて身体を観察・入浴の介助を行った場合/回
個別機能訓練加算Ⅰ・イ	56 単位	575 円/日	57 円/日	1日につき(機能訓練指導員が1名常駐し、個別機能訓練計画を作成し実施した場合)/回
個別機能訓練加算Ⅰ・ロ	76 単位	794 円/日	79 円/日	1日につき(イの要件に加えてもう1名機能訓練指導員が常駐し、個別機能訓練計画を作成し実施した場合)/回
個別機能訓練加算Ⅱ	20 単位/月	209 円/月	20 円/月	個別機能訓練計画書等の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けている。/月
介護職員等処遇改善加算Ⅲ				上記通所介護のサービス単位合計に8.0%をかけた単位数となります。

※上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者様の居宅サービス計画等に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。

※介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業所が別に設定し、全額が利用者様の自己負担となりますのでご相談ください。

■ その他利用料（税込）

食事代	1 回	700 円
おやつ代	1 回	110 円
おむつ代:紙パンツ パット大 パット小	1 枚	165 円 88 円 44 円
教養娯楽費	必要時	110 円

■ 送迎費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以上の地域にお住まいの方は、送迎費の実費が必要となります。

通常事業の実施地域を越えてから片道 10 キロメートル未満	500 円
通常事業の実施地域を越えてから片道 10 キロメートル以上	50 円/km

■ その他の費用

通所介護サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となる費用で利用者負担が適当なものについては、利用者様に負担いただきます。

■ キャンセル料

利用者様の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。

ただし、利用者様の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

※利用日の前日までに連絡があった場合	無 料
※利用日の当日に連絡があった場合	無 料

■ 利用料等のお支払方法

毎月、10日までに前月分の請求をいたします。以下の支払いにて入金確認後、領収証を発行します。

☐ 口座振替払い

当施設では株式会社滋賀銀行の「SNS 代金回収サービス」にて、口座振替払いを行っています。

ご利用の際は所定の用紙にて登録いただきますようお願い致します。

口座振替日は「毎月 27 日」です。

※27 日が土日祝の場合は翌月曜日となり、その翌月曜日が祝日の場合は翌火曜日となります。

5 事業所の特徴等

(1) 事業の目的及び方針

通所介護の事業は、要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅に於いて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活上の支援および機能訓練を行うことにより、利用者の生活機能および心身の機能の維持・向上を図るものとします。

(2) その他

従業員研修を新採研修は採用後1ヶ月以内・継続研修は随時、サービス向上のための研修を行っています。

6 サービス内容に関する苦情等相談窓口

(1) 苦情等相談窓口について

提供したサービス内容等について、相談や苦情を受け付けるための窓口を下表のとおり設置します。

当事業所 相談窓口	窓口責任者：鳥山 康裕 受付時間：8時30分～17時30分 連絡先：(電話)075-874-6610 (FAX)075-874-6599 場所：当事業所1階相談室
長岡京市役所 高齢介護課	受付曜日：月曜日～金曜日 受付時間：8時30分～17時00分 電話番号：075-955-9713
地域包括支援センター	受付曜日：月曜日～土曜日 電話番号：東包括：075-956-5508 8時00分～17時00分 西包括：075-323-7889 9時00分～17時30分 南包括：075-957-1119 8時30分～17時00分 北包括：075-955-9007 9時00分～18時00分
向日市役所 高齢介護課	受付曜日：月曜日～金曜日 受付時間：8時30分～17時15分 電話番号：075-931-1111
大山崎町役場 健康課 高齢介護係	受付曜日：月曜日～金曜日 受付時間：8時30分～17時15分 電話番号：075-956-2101
京都市伏見区役所 健康長寿推進課	受付曜日：月曜日～金曜日 受付時間：8時30分～17時00分 電話番号：075-611-2279
京都市伏見区役所 深草支所 健康長寿推進課	受付曜日：月曜日～金曜日 受付時間：8時30分～17時00分 電話番号：075-642-3603
京都市伏見区役所 醍醐支所 健康長寿推進課	受付曜日：月曜日～金曜日 受付時間：8時30分～17時00分 電話番号：075-571-6471
京都市南区役所 福祉介護課	受付曜日：月曜日～金曜日 受付時間：8時30分～17時00分 電話番号：075-681-3296
京都府国民健康保険団体連合会	受付曜日：月曜日～金曜日 受付時間：9時00分～17時00分 電話番号：075-354-9011

(2) 苦情処理の体制及び手順について

相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりです。

- ① 担当職員が利用者に連絡を取り、苦情の内容確認を行います。
- ② 苦情処理について検討し、必要な場合、管理者を含めた検討会議を開催します。
- ③ 苦情処理について関係各機関と連携をとります。
- ④ 苦情処理は原則として、遅延なく具体的な対応を行います。
- ⑤ 苦情処理結果について利用者に確認を行います。
- ⑥ 苦情処理台帳を常備し、再発防止に役立てます。

7 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先(ご家族等)、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業所等へ連絡をするなどの必要な措置を講じます。

8 事故発生時等における対応方法

サービス提供中に事故が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、速やかに利用者様の緊急時連絡先(ご家族等)、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業所等、市町村及び京都府に連絡を行います。

9 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画に基づき対応を行います。			
避難訓練	別途定める消防計画に則り年2回避難訓練を行います。			
防災設備	設備名称	有無(数)	設備名称	有無(数)
	スプリンクラー	なし	防火扉・シャッター	なし
	避難階段	1か所	屋内消火栓・消火器	あり
	自動火災報知機	あり	ガス漏れ探知機	あり
	誘導灯	2か所		
	カーテン、布団等は防災性能のあるものを使用しています。			
消防計画等	乙訓消防署への届出日:令和4年5月9日			

10 個人情報の保護及び秘密の保持について

- ※ 事業所は、利用者様及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。
- ※ 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

11 サービス利用に当たっての留意事項

- ※ サービス利用の際には、介護保険被保険者証をご提示して下さい。
また、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)及び被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせ下さい。
- ※ 施設内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- ※ 決められた場所以外での喫煙はご遠慮下さい。
- ※ 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。
- ※ 所持金品は、自己の責任で管理して下さい。
- ※ 施設内での他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。

12 福祉サービス第三者評価の実施状況

実施の有無

有

・ 無